

「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づく 事業所からの報告結果について

「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」第7第1項に基づき、特定荷主等及び特定旅行業者から報告のあった令和2年度における「非適合車不使用の要請状況」及び「非適合車の確認状況」については以下のとおりです。

1 報告対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 報告のあった特定荷主等及び特定旅行業者数

令和3年11月20日現在で、600事業所の特定荷主等及び特定旅行業者から愛知県知事、名古屋市長及び岡崎市長あてに報告があり、全ての事業所が貨物運送事業者等に対し車種規制非適合車の不使用の要請を行うとともに、貨物運送事業者等が使用する非適合車の確認を行っていました。

表1 報告のあった特定荷主等及び特定旅行業者数

	令和2年度	参考		
		令和元年度	平成30年度	平成29年度
報告のあった事業所数	600	625	628	656
うち要請を行った事業所数	600 (100%)	625 (100%)	627 (99.8%)	655 (99.8%)
うち確認を行った事業所数	600 (100%)	625 (100%)	627 (99.8%)	652 (99.4%)

3 報告結果

(1) 車種規制非適合車不使用の要請状況

車種規制非適合車不使用の要請方法は、文書・チラシによる依頼が最も多く352件(要請を行った事業所の59%)で、以下、契約書への記載39件(同7%)、看板の設置38件(同6%)、その他269件(同45%)となっています。

表2 要請事業所数(括弧内は要請を行った事業所に占める構成比)

非適合車不使用の要請方法(複数回答)	令和2年度	参考		
		令和元年度	平成30年度	平成29年度
要請を行った事業所数	600	625	627	655
文書・チラシによる依頼	352 (59%)	369 (59%)	371 (59%)	377 (58%)
契約書への記載	39 (7%)	43 (7%)	45 (7%)	68 (10%)
看板の設置	38 (6%)	39 (6%)	40 (6%)	44 (7%)
その他	269 (45%)	272 (44%)	270 (43%)	264 (40%)

注1 その他の要請方法：ドライバーへの要請、入構車両届出時での要請、運送業者との連絡会議での要請、説明会の実施など

注2 複数回答があるため、要請を行った事業所数と各要請方法の事業所数の合計は一致せず、また、構成比の計は100%にならない。

(2) 車種規制非適合車の確認状況

ア 車種規制非適合車の確認台数及び割合

車種規制非適合車の確認を行った 600 事業所による確認総台数は 462,000 台であり、そのうち 894 台が車種規制非適合車で、その割合は 0.2%でした。

表3 車種規制非適合車の確認台数及び確認総台数に対する割合

	令和2年度	参考		
		令和元年度	平成30年度	平成29年度
確認を行った事業所数	600	625	627	652
確認総台数(台)	462,000	516,309	529,484	559,911
非適合車の台数(台)	894	2,193	4,053	4,061
非適合車の割合(%)	0.2	0.4	0.8	0.7

イ 車種規制非適合車の割合別事業所数

車種規制非適合車の確認を行った 600 事業所のうち、507 事業所で車種規制非適合車の使用が確認されませんでした。その構成比は 85%でした。

表4 車種規制非適合車の割合別事業所（括弧内は確認を行った事業所に占める構成比）

非適合車の割合	令和2年度	参考		
		令和元年度	平成30年度	平成29年度
確認を行った事業所数	600	625	627	652
非適合車なし	507 (85%)	525 (84%)	492 (78%)	477 (73%)
～5%以下	75 (13%)	76 (12%)	101 (16%)	139 (21%)
5%～10%以下	6 (1%)	15 (2%)	14 (2%)	19 (3%)
10%～	12 (2%)	9 (1%)	20 (3%)	17 (3%)

また、車種規制非適合車の確認方法については、以下のとおりでした。

表5 確認事業所数（括弧内は確認を行った事業所に占める構成比）

非適合車の確認方法 (複数回答)	令和2年度	参考		
		令和元年度	平成30年度	平成29年度
確認を行った事業所数	600	625	627	652
適合車ステッカーによる確認	331 (55%)	332 (53%)	336 (54%)	352 (54%)
使用車両の事前届出・登録による確認	258 (43%)	278 (44%)	265 (42%)	286 (44%)
その他	222 (37%)	226 (36%)	220 (35%)	246 (38%)

注1 その他の確認方法：ドライバーへの聴き取り、車検証での確認、アンケート調査など

注2 複数回答があるため、確認を行った事業所数と各確認方法の事業所数の合計は一致せず、また、構成比の計は100%にならない。

4 今後の対応

県では、対策地域における非適合車の使用をなくすという要綱の趣旨を踏まえ、運送事業者等の非適合車不使用について特定荷主等及び特定旅行業者による要請と確認をしっかりと行っていただけるよう、今後も指導を徹底してまいります。